

# 第3次大分県環境基本計画（素案）の概要

## 計画の性格・役割

- 環境基本法 大分県環境基本条例第9条**
- 環境保全に関する長期的な目標及び施策の基本的方向
  - 県長期総合計画の部門計画
  - 「おおいたうつくし作戦」の推進基本プラン

目指すべき  
環境の将来像

天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた

## 計画期間

○平成28年度～平成36年度（9年間）

※下記図中の「・」は各施策の例示

(基本目標1) 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造	(基本目標2) 循環を基調とする地域社会の構築	(基本目標3) 地球温暖化対策の推進	(基本目標4) 環境を守り育てる産業の振興	(基本目標5) すべての主体が参加する美しく快適な県づくり
<p><b>1. 豊かな自然や生物多様性の保全</b></p> <p>(1)自然公園等の保護・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園の優れた風致景観の保護</li> </ul> <p>(2)自然景観の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境情報の提供や、林地開発申請の指導や適正な審査による無秩序な土地利用の抑制</li> </ul> <p>(3)多様な生態系の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の基礎的データの整備・蓄積</li> <li>・クラウドファンディングを活用したトラスト活動など、新たな環境保全の仕組みづくり</li> </ul> <p>(4)森林の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の公益的機能の維持・増進</li> </ul> <p>(5)水辺の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な生物の生息・生育場所として重要な干潟や藻場などの保全</li> </ul> <p>(6)自然とのふれあいの推進と適正な利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全活動を行っているNPO等との協働の推進</li> <li>・日本ジオパークや世界農業遺産等を活用した広域的な地域づくりの推進</li> </ul> <p><b>2. 快適な地域環境の保全と創造</b></p> <p>(1)ゆとりある生活空間の保全と創造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園、道路空間等の整備の推進</li> </ul> <p>(2)美しい景観の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・展望障害樹木の伐採等優れた景観の創出・再生</li> </ul> <p>(3)身近な緑の保全と創造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の緑化や県民総参加の森林づくりの推進</li> </ul> <p>(4)身近な水辺の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川、海岸等における親水空間の確保</li> </ul> <p>(5)農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地や水路、里山の適正管理の推進</li> </ul> <p>(6)文化的遺産(文化財)の保存・活用・継承</p> <p><b>3. 温泉資源の保護と適正利用の推進</b></p> <p>(1)温泉資源の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要温泉地に加え、周辺の地熱開発有望地域における湧出量モニタリング調査の実施</li> </ul> <p>(2)多目的利用と温泉地づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性に応じた温泉地づくりや泉質や成分揭示等の徹底</li> </ul>	<p><b>1. 大気環境の保全</b></p> <p>(1)大気環境保全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気環境の常時監視体制の充実</li> <li>・PM2.5成分分析を実施し、発生源の推計と排出抑制対策の実施</li> </ul> <p>(2)地域での生活環境保全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通、事業場等の騒音、振動防止対策の推進</li> </ul> <p><b>2. 水・土壌・地盤環境の保全</b></p> <p>(1)水環境保全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽の適正な維持管理に向けた啓発・指導の強化</li> <li>・工場・事業場における排水監視、指導の強化</li> </ul> <p>(2)豊かな水環境の創出【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民、事業者、民間団体、行政等の幅広い団体、子どもから大人までの幅広い世代が協働して各地域で取り組む豊かな水環境の創出に向けた活動の推進</li> <li>・活動団体のネットワークづくりの支援</li> <li>・水環境に係る各主体間での問題意識や情報の共有</li> </ul> <p>(3)土壌環境保全対策等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染リスク情報の収集・整理</li> </ul> <p><b>3. 化学物質等への環境保全対策</b></p> <p>(1)環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進</p> <p>(2)環境監視と調査研究の充実</p> <p>(3)放射線の監視体制の充実</p> <p><b>4. 廃棄物・リサイクル対策</b></p> <p>(1)3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイバック運動の推進</li> <li>・マイ箸、マイカップ・マイボトルの使用の推進</li> </ul> <p>(2)廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「優良産廃処理業者認定制度」及び「おおいた優良産廃処理業者評価制度」の普及</li> <li>・災害廃棄物の適正処理と再生利用の確保、円滑かつ迅速な処理の取組</li> </ul> <p>(3)バイオマス等の循環資源の利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源の総合的な利活用の推進</li> </ul>	<p><b>1. 温室効果ガスの排出抑制対策等の推進</b></p> <p>(1)温室効果ガスの排出抑制対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを活用した家庭のエコ診断等による光熱水費やCO2排出量の「見える化」の促進</li> <li>・自家用車等通勤者がバスで通勤する場合に運賃を割り引く「エコ通勤割引」の実施</li> <li>・「九州エコライフポイント」の推進による広域的かつ効果的な温暖化対策の実施</li> </ul> <p>(2)地域における地球温暖化防止活動の促進</p> <p>(3)気候変動の影響を軽減するための取組(適応策)の推進【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物の栽培管理技術の開発・普及や高温耐性品種への転換等高温障害を軽減する対策</li> <li>・災害時における危機管理体制の強化や治水対策など、被害を最小限に止めるための対策</li> <li>・熱中症の予防など、健康への影響を未然に防止する対策</li> <li>・生態系の保全に係る適応策やその実態に関する具体的な方針、手法、技術などの情報収集</li> </ul> <p><b>2. エコエネルギーの導入促進</b></p> <p>(1)エコエネルギーの導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県有施設への率先導入</li> <li>・自然環境と共生し、地域特性に応じたエコエネルギーの導入促進</li> </ul> <p>(2)エコエネルギーの普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコエネルギー助成制度等の情報提供</li> </ul> <p>(3)地域に配慮したエコエネルギー施設設置【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境や景観、地域住民との共生</li> </ul> <p><b>3. 森林吸収源対策の推進</b></p> <p>(1)森林の適正な管理・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐など森林整備の推進</li> <li>・低コスト再造林の普及による再造林の促進</li> </ul> <p>(2)地域材の利用拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の木造、木質化、CLTなど新たな部材の利活用</li> </ul>	<p><b>1. 環境・エネルギービジネスの拡大</b></p> <p>(1)新エネルギーの事業化の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分の特性を生かした地熱・温泉熱、小水力発電の更なる性能向上やコストダウンに向けた取組</li> <li>・水素や電力自由化など今後市場の成長が期待できる新たな有望分野に対する県内企業のチャレンジの支援</li> <li>・アイデアマッチングや可能性調査の取組支援</li> </ul> <p>(2)循環型環境産業の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出される廃棄物と再利用のニーズを把握したマッチング活動の充実による新たな再利用の取組の促進</li> <li>・県が認定したリサイクル製品の積極的なPRによる普及促進</li> </ul> <p><b>2. 自然と共生する産業の促進【新規】</b></p> <p>(1)農林水産業の持続的な生産活動による環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機農業や化学合成農業・化学肥料低減技術の導入による環境保全型農業の推進</li> <li>・GAP等の取組による農業生産に起因する環境負荷物質の排出抑制</li> <li>・「生産林」と「環境林」への区分による適切な森林整備の推進</li> </ul> <p>(2)地域資源を活用した産業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自然環境や歴史文化とふれあうエコツーリズムの普及</li> <li>・グリーンツーリズム等による都市と農産漁村との交流の促進</li> <li>・オルレやロングトレイルなど大分県ならではの自然を満喫できる観光の機会の提供</li> </ul>	<p><b>1. 県民総参加による環境保全活動の推進</b></p> <p>(1)県民総参加による環境保全活動の推進【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「おおいたうつくし推進隊」が実施する地域への波及効果が大きく期待できるうつくし活動等の支援</li> <li>・環境保全団体等の自発的な活動を支援するためHPや各種メディア等を活用し、各団体の活動状況等の情報提供や広報の実施</li> <li>・「おおいたうつくし推進隊」の活動を活性化するため、企業や学校等の継続的に活動を行える基盤を持つ団体を取り込み、担い手の拡大を図る。</li> </ul> <p>(2)県・市町村の率先行動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町村の環境負荷低減の取組促進</li> </ul> <p><b>2. 豊かな環境を守り育てる人づくり</b></p> <p>(1)環境教育・啓発を担う人材の育成と活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育アドバイザーなど環境教育・学習を推進する人材の育成と確保、活用の拡大</li> <li>・青少年の自然環境に対する興味・関心や環境保全への意識を高めるため、森林学習指導者の活用</li> </ul> <p>(2)あらゆる世代・場における環境教育・学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭、学校、地域社会、職場等それぞれの場における環境教育・学習の推進</li> <li>・NPO等との多様な主体との連携による展示会、自然観察会など参加型の機会の提供</li> <li>・環境保全の取組、環境教育に関し、県や市町村の広報誌やHP、マスメディア等による積極的な情報提供</li> </ul>
<p><b>基盤的施策の推進</b>(環境影響評価の推進、環境に配慮した取組の推進、公害紛争等の適正処理)</p>				

## 計画の進行管理

- 環境指標とその達成目標の設定、毎年度、進捗状況を把握・確認し検証

- 進捗状況の報告→環境施策への意見の反映
  - ・県議会
  - ・県環境審議会、県民会議等

- 公表
  - ・環境白書、県ホームページ

## 【今後のスケジュール】

平成27年12月 大分県環境審議会へ諮問  
平成28年 2月 第1回定例会へ上程

## 第3次大分県環境基本計画 環境指標

### 基本目標1 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

指標項目	単位	目標値		
		基準年 H26	H31	H36
1 自然公園指導員の委嘱数	人	78	79	79
2 景観行政団体	団体	13	18	18
3 NPOとの協働による生物多様性保全活動の実施件数	件	80	90	96
4 鳥獣保護区特別保護地区の面積	ha	548	658	658
5 災害に強い森林づくり実施面積	ha	92	270	440
6 間伐面積	ha	4,547	5,000	5,000
7 ジオガイドの活動回数	回	14	120	180
8 一人あたりの都市公園面積	m <sup>2</sup> /人	13.1	13.2	13.4
9 森林ボランティア活動への参加者数	人	12,902	13,500	14,200
10 人工海浜の箇所数	箇所	5	6	7
11 多面的機能支払交付金制度事業計画認定面積	ha	20,514	24,800	28,000
12 中山間地域等直接支払制度協定締結面積	ha	16,065	16,100	16,100
13 漁場再生面積	ha	20,975	32,400	33,600
14 国、県指定文化財件数	件	894	920	945
15 県立歴史博物館、県立先哲史料館、埋蔵文化財センターの利用者数	千人	101	113	115
16 モニタリングを行う源泉数	個	16	25	26

新たに設定した指標

### 基本目標2 循環を基調とする地域社会の構築

指標項目	単位	目標値		
		基準年 H26	H31	H36
17 PM2.5の環境基準達成日率	%	96.6	97.3	98.0
18 光化学オキシダント環境基準達成時間率	%	94.2	96.1	98.0
19 主要渋滞箇所対策を講じる箇所数(累計)	箇所	-	21	30
20 道路交通騒音の環境基準達成率	%	94.3	95.0	96.0
21 海域の環境基準達成率	%	66.7 (H25)	90.4 (H30)	95.2 (H30)
22 河川の環境基準達成率	%	83.7 (H25)	93.0 (H30)	97.7 (H35)
23 生活排水処理率	%	72.3	79.7	88.2
24 地下水水質調査地点数(累計)	地点	3,303	3,800	4,300
25 水環境保全活動団体数	団体	50	85	89
26 海岸清掃参加者数	人	14,128	32,300	32,300
27 レジ袋削減枚数(累計)	百万枚	522	931	1,332
28 ごみ総排出量	t	415,962 (H25)	385,142 (H30)	372,813 (H35)
29 一般廃棄物リサイクル率	%	20.3 (H25)	22.4 (H30)	24.6 (H35)
30 産業廃棄物リサイクル率	%	64.0 (H25)	64.2 (H30)	64.3 (H35)
31 産業廃棄物最終処分率	%	2.3 (H25)	2.0 (H30)	2.0 (H35)
32 廃棄物系バイオマス利用率	%	95.8 (H25)	98.1 (H30)	98.7 (H35)
33 未利用バイオマス利用率	%	65.0 (H25)	70.8 (H30)	77.4 (H35)

### 基本目標3 地球温暖化対策の推進

指標項目	単位	基準年			目標値		
		H26	H31	H36	H26	H31	H36
34 二酸化炭素排出量(家庭、業務、運輸部門合計)	千t-CO2	6,843 (H24)	「大分県地球温暖化対策実行計画(第4期)」(策定中)により作成				
35 省エネ診断受診数(累計)	件	1,333	4,713	8,213			
36 エコアクション21登録件数(累計)	件	39	104	154			
37 大分県ノーマイカーウィーク年間モニター事業所登録数	件	379	398	417			
38 エコエネルギー活用率	%	33	「大分県新エネルギービジョン」(策定中)により作成				
39 クリーンエネルギー自動車の導入台数	台	45,430	「大分県新エネルギービジョン」(策定中)により作成				
- 間伐面積(再掲)	ha	4,547	5,000	5,000			

### 基本目標4 環境を守り育てる産業の育成

指標項目	単位	基準年			目標値		
		H26	H31	H36	H26	H31	H36
40 県支援による新エネ研究開発・事業化件数(累計)	件	24	54	84			
41 県支援による廃棄物再生利用等施設導入件数(累計)	件	25	55	85			
42 大分県リサイクル認定製品数(累計)	件	243	333	423			
43 化学肥料の使用量	t	4,666 (H25)	4,500 (H30)	4,330 (H35)			
44 農薬の使用量	t	1,248 (H25)	1,425 (H30)	1,170 (H35)			
45 グリーンツーリズム宿泊延べ人数	人	23,416	28,300	33,500			

### 基本目標5 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

指標項目	単位	基準年			目標値		
		H26	H31	H36	H26	H31	H36
46 県民一斉おおいたうつくし大行動への参加者数	人	354,556	379,000	404,000			
47 キャンドルナイトへの参加施設数	団体	2,765	3,193	3,368			
48 環境基本計画策定市町村数	市町村	9	11	13			
49 環境教育参加者数(累計)	人	63,082	98,000	133,000			
50 環境学習サイト「きらりんネット」年間アクセス件	件	7,154	9,000	11,000			

## 大分県環境審議会第15回総合政策部会(6/26)でのご意見に対する対応状況

### 【 第3次大分県環境基本計画骨子案について 】

No.	基本目標	意見の要旨	県の考え方及び反映状況
1	全体	環境保全について、人口減少でも維持できるような仕掛けが何か考えがあれば聞かせていただきたい。	「環境保全活動の持続可能な活動基盤づくり」のため、大学など若者が主体で継続的に活動を行える基盤を持つ団体を取り込み、推進隊への任命や活動支援をしていきます(P74)。また、活動資金の支援については、「クラウド・ファンディングを活用したトラスト活動など、新たな環境保全の仕組みづくり」に取り組みます(P21)。
2	全体	環境だけではなくお互いにプラスになるような形で政策を横断的にやっていただきたい。	環境基本計画は、生活環境部だけでなく、他部局を巻き込んで策定しています。自然環境を保全し、地域資源を生かした政策を部局横断で実施し、「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」を目指します。
3	全体	数値の評価ではなくて質の評価に変えていただきたい。	環境指標として、可能なものは成果指標を設定するようにしています。併せて、どのようなことを実行できたか、という具体的な取組内容等を環境指標の数値の評価とともに公表していきます。
4	I 豊かな自然	「愛知目標」は、様々な分野に全部関わっているので是非入れてほしい。	「愛知目標」については、第1章「計画の策定にあたって」、第2章「計画の目標」にキーワードとして盛り込むとともに第3章第1節に、「生物多様性の保全に係る対策を総合的に進めるため、(中略)「第2次生物多様性おおいた県戦略2016-2020」を策定し、愛知目標の実現に向けた取組を進めます。」(P13)と記述しました。
5	I 豊かな自然	外国からの外来種だけでなく、国内由来の外来種が大分の固有の生態系に与える影響について、この計画期間の中で取り組んでいただきたい。	「外来種」については、国内由来を含めて第3章第1節「外来種の防除」に「自然環境への影響が大きい国外及び国内外来種の生息・生育状況を把握し(以下略)」と記述しました(P20)。また、「第2次生物多様性おおいた県戦略2016-2020」を別途策定しており、取組を進めます。
6	I 豊かな自然	環境団体の持続的な活動が可能となるよう、行政で後押しをするような、仕組みづくりについて、具体的に書いていただきたい。	環境団体の持続可能な活動の支援の仕組みづくりについては、第3章第1節「生物多様性を支える基盤づくり」に、「県民、NPO、事業者、行政などが、公平な役割分担のもと、生物多様性の保全に関する取組に自主的に参加できるような仕組みの構築(中略)など、それぞれの取組を推進するために必要な基盤づくりを行います。」(P21)と記載しました。 特に活動資金の支援については、「生物多様性の保全が特に必要な地域の保全について、クラウド・ファンディングを活用したトラスト活動など、新たな環境保全の仕組みをつくります。」(P21)と記載しました。
7	I 豊かな自然 III 地球温暖化対策	基本目標1の「豊かな自然との共生～」の「2. 快適な地域環境の創造」で(4)「身近な水辺の創造」となっているが、(1)と(3)が「～の保全と創造」となっているので水辺についても「保全と創造」にしていきたい。 基本目標3の「地球温暖化対策の推進」で、これは「地球温暖化防止対策の推進」ではないか。	「水辺の保全」については、生物多様性保全との関係が密接であることから、同じ基本目標1の「1. 豊かな自然や生物多様性の保全」の中に別に位置づけました。(P22) 「対策」には防止という意味も含まれておりますので、この名称とさせていただきますと考えています。

## 大分県環境審議会第15回総合政策部会(6/26)でのご意見に対する対応状況

### 【 第3次大分県環境基本計画骨子案について 】

No.	基本目標	意見の要旨	県の考え方及び反映状況
8	Ⅱ 循環	PM2.5発生源を特に取り上げたという理由についてご説明いただきたい。	HPへのアクセス件数等から県民の関心が高く、情報提供や監視体制を充実させたところです。そのため、新規項目として説明させていただくため取り上げました。その他の大気環境の保全の施策についても記載しています。(P37)
9	Ⅱ 循環	PM2.5の発生源対策は書けるのか。	今年度からPM2.5の成分分析を開始しており、発生源を推計し、発生抑制等の対策に努めていきます。(P37)
10	Ⅱ 循環 Ⅲ 地球温暖化対策	交通と安全、CO2の発生抑制、これについて総合的に研究するというようなことをできたらやって欲しい。	「交通管制システムの整備拡充、交差点の改良、バイパスの整備、多車線化など交通体系の整備の推進」について、P37(大気)、P58(CO2削減)に記述しました。 また、アイドリングストップの実施や加減速の少ない運転などのエコドライブについて、マスコミやHPを活用して広く普及を図ります(P58)。エコドライブ＝安全運転であり、CO2排出量削減だけでなく、交通安全にもつながると考えています。
11	Ⅲ 地球温暖化対策	適応策の中に農林水産業と生物多様性だけではなくて、熱中症対策や防災の考え方が全然ないが、適応策の中に入れていただけるとありがたい。	ご意見を踏まえて、適応策の各取組を記述しました(P59)。
12	V すべての主体	学生や大学が持っている資源をどう環境づくりに生かすのか、記述があっても良いのではないか。	おおいとうつくし作戦の目的である「環境保全活動の持続可能な基盤づくり」のため、大学など若者が主体で継続的に活動を行える基盤を持つ団体を取り込み、推進隊への任命や活動支援をしていきます。(P74)
13	V すべての主体	県民に周知するということではメディアを使った啓発活動が有効であると思うが、どこかに入れていただけるとありがたい。	県民への周知方法としてメディアの活用は有効であり、現在も情報提供などを積極的に行っています。(P75,P78)
14	V すべての主体	大学だけではなく高校や教育委員会ともリンクしていただきたい。	人づくりにおいては、あらゆる世代・あらゆる場における環境教育が必要と考えており、特に高校生までの次代を担う若い世代の環境教育を推進していくため、教育委員会と連携して環境の専門家である環境教育アドバイザーを学校や育成クラブなどに積極的に派遣しています。また、環境学習指導者養成やスキルアップのための教員研修を実施し、環境教育・学習の充実に努めます。(P77,78)
15	V すべての主体	メディアや企業をもっと使っていただきたい。	現在、推進隊やごみゼロ隊として多くの企業に環境保全活動への協力をいただいているところであり、今後も企業を含め県民を巻き込んだ取組を推進していきます。また、メディアを活用した広報についても積極的に取り組んでいきます。(P74,75)

## 第3次大分県環境基本計画(素案)に対する県民意見募集の結果

### 1 県民意見募集の実施方法

- (1)「ごみゼロおいた作戦県民会議」委員への意見の募集(10月29日)
- (2)パブリックコメントによる県民意見の募集(11月2日(月)～12月1日(火))

### 2 県民意見の総数

意見提出者数 7名、意見項目数 19件

### 3 県民意見の内容

No.	施策体系	意見の要旨
1	循環を基調とする地域社会の構築	・3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を Refuse(リフューズ)を加え「4Rの推進」にしてはどうか。
2	地球温暖化対策の推進	・温暖化防止のためには、まずは省エネ、水力のフル稼働、小水力発電や再生エネルギーの多角化など、本当に安心・安全な地球環境に向け、地道な努力と、未来に向け新たな方策、運動が必要。
3	地球温暖化対策の推進	・地球温暖化防止活動推進員の育成と活用について、地域協議会・推進員の能力、実態や必要人数等を把握しながら、育成、レベルアップを図っていただきたい。
4	地球温暖化対策の推進	・気候変動の影響を軽減するための取組(適応策)の推進について、大分県の「緩和策」・「適応策」を具体的に列挙し、その対策が必要ではないか。
5	すべての主体が参加する美しく快適な県づくり	・「豊かな環境を守り育てる人づくり」の観点から次世代を担う子ども達への環境教育を推進する重点的な取組をお願いしたい。
6	すべての主体が参加する美しく快適な県づくり	・一部の活動で終わらず、県下一斉清掃日を設けてはどうか。県民、企業全体を巻き込む仕掛けが環境へのふれあいとなるのではと感じる。